

令和4年度 東三河ドローン・リバー構想推進協議会実証実験補助事業

=== 募集要項 ===

1. 事業目的

ドローン等の先端技術を活用し、豊川市及び新城市の地域（以下「本地域」という。）における地域・社会課題の解決に取り組むとともに、企業・団体等の新たな参画を促し、地域経済の活性化を実現する。

2. 事業概要

本地域の地域・社会課題について、ドローン等の先端技術を取り入れながら、東三河ドローン・リバー構想推進協議会（以下「本協議会」という。）の会員を含む複数の企業・団体等が連携して解決しようとする実証実験について、その経費の一部を補助する。

3. 応募資格

以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和5年3月までに本地域内で実証実験を実施できること
- (2) 実証実験を3企業・団体以上で連携して実施すること
- (3) 連携する企業・団体数のうち、半数を超える企業・団体が本協議会の会員または協力会員であること
- (4) 連携する企業・団体から代表者を指定し、補助金交付に係る全ての手続きや事業運営、会計処理を担うこと
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

4. 補助対象

補助の対象とする経費は、ドローン等の先端技術を活用し、本地域における地域・社会課題解決につながる実証実験（普及啓発を含む）であって、本地域のフィールドを対象とした実証実験の実施に必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な以下の経費とする。

経費の区分	内容
人件費	実証実験に従事する者の作業時間に対する人件費
謝金	実証実験に必要な活動を行うための協力者へ支払う謝金
旅費	実証実験に必要な国内の出張経費
消耗品費	実証実験に必要な物品（取得価格5万円未満）の製作及び購入に要する経費
印刷製本費	実証実験で使用するパンフレットや成果報告等の印刷製本に関する経費
通信運搬費	実証実験に必要な物品の運搬費やデータ通信費等
委託費	実証実験に必要であって補助事業者が直接実施することができないもので、他の事業者へ委託するために必要な経費

借料及び賃料	実証実験に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
--------	------------------------------

※備品費（取得価格5万円以上の物品）は対象となりません。

補助の上限額及び補助率は以下のとおりとする。

連携企業・団体数	補助上限額	補助率
3企業・団体以上	1,000千円	3 / 4
5企業・団体以上	1,500千円	
8企業・団体以上	2,000千円	

5. 応募方法

補助金交付申請書に以下の書類を添付し、本協議会事務局へメール提出する。

- (1) 実証実験計画書（以下の内容を記載すること（参考様式あり））
 - ①目的及び内容、②実施体制（各企業・団体の役割分担）、③スケジュール、④想定する効果
- (2) 費用内訳書（参考様式あり）

6. 審査

- (1) 審査方法等

提出書類をもとに書類審査を行う。以下の観点から、事務局にて審査した上で、ワーキングチームにおいて承認し、決定する。

①解決を目指す課題の重要性、②実証実験の計画の具体性、③社会実装に向けたプランの実現性、④費用内訳の妥当性

- (2) 結果通知等

申請書類の提出後、2週間程度を目途に採択結果をメールにて通知する。なお、補助の対象となる実証実験は、交付決定後に着手すること。

7. 実績報告

補助金実績報告書に以下の書類を添付し、本協議会事務局へメール提出する。

- (1) 実証実験報告書（以下の内容を記載すること（参考様式あり））
 - ①実験の結果、②評価、③今後の展望
- (2) 収支決算書（参考様式あり）

8. スケジュール

- (1) 募集期間 上期：事業開始の日から令和4年9月末日まで
下期：令和4年10月1日から令和5年2月末日まで

※ただし、各期の予算の上限に達した場合、各期の期間の途中で募集を締め切ることがある。

- (2) 実証実験実施期間 令和5年3月末日まで